

●香川県告示第218号

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第26条第1項の規定により、令和元年香川県告示第164号（香川県税条例の規定による申告等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が令和元年10月12日から令和2年8月30日までの間に到来するものについて、同月31日とする。

令和2年7月14日

香川県知事 浜 田 恵 造